

昭和四年四月十五日第三種郵便物認可

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日起きは、翌日
當るに當たる)

昭和四十年五月十九日
昭和四十年五月十七日
昭和四十年五月二十一日
昭和四十年五月二十二日
昭和四十年五月二十三日
昭和四十年五月二十四日
昭和四十年五月二十五日
昭和四十年五月二十六日
昭和四十年五月二十七日
昭和四十年五月二十八日
昭和四十年五月二十九日
昭和四十年五月三十日
昭和四十年五月三十一日
昭和四十年五月三十二日
昭和四十年五月三十三日
昭和四十年五月三十四日
昭和四十年五月三十五日
昭和四十年五月三十六日
昭和四十年五月三十七日
昭和四十年五月三十八日
昭和四十年五月三十九日
昭和四十年五月四十日
倉吉市仲之町
自衛隊倉吉分駐所

鳥取県公報

◇告示 昭和三十九年度第四次二等陸士等の採用試験の日時及び場所

第十九期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領

歯科衛生士試験の実施

◇公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

告示

鳥取県告示第百六十六号

自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第百七十九号）第一百一十七条第一項及び

び第一百八十八条の規定に基づき、昭和三十九年度第四次二等陸士、二等海士及び二等空士の採用試験の日時及び場所を次のとおり定めたので、同令第百一十七条第一項の規定により告示する。

昭和四十年四月六日

鳥取県知事 石破二朗

日 時 所

昭和四十年四月十二日

鳥取市鍛冶町

自衛隊鳥取地方連絡部

一 推薦する者の資格

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

二 推薦される者の資格

第十九期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者

鳥取県知事 石破二朗

推薦要領

鳥取県労働委員会の委員の候補者の推薦に關し、次のとおり第十九期鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者推薦要領を定めたので、労働組合法施行令（昭和二十四年政令第二百三十一号）第二十一条第一項の規定により推薦を求める。

昭和四十年四月六日

鳥取県知事 石破二朗

鳥取県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法（昭和二十四年法律第百七十四号）第二条の規定に適合する労働組合であること。

午前九時から午後四時まで

労働組合法第十九条第八項前段に規定する者でなこい。

III 推薦手続

推薦書(別記I)に次の書類を添えて、所定の期間内に所轄労政事務所を経由して知事に提出すべし。

イ 労働組合資格審査申請書(別記II)

ロ 組合規約

ハ 労働協約

ニ その他資格の立証に必要な資料

1 役員名簿

2 経理状況

3 従業員数及び組合員数(男、女別)

4 組合事務所の借上状況

5 福利厚生の援助を受けてゐる状況(資格を立証するため、労働委員会に手続中のものは、労働組合資格審査申請書に付記すべし)。

四 推薦することがある候補者の数

別に制限はないが、11人以上の場合は、順位を立てるべし。

五 推薦の期間

昭和四十年四月六日から

昭和四十年四月十五日まで

別記(一)

鳥取県知事 氏 名 殿

所 在 地

労働組合名
及び代表者 氏

鳥取県地方労働委員会
会長 氏 名 殿

所 在 地

労働組合名
及び代表者 氏

労働組合資格審査申請書

年 月 日

鳥取県地方労働委員会労働者委員補欠委員候補者の推薦手続に参与した
いので、労働組合法(昭和24年法律第174号)第5条第1項の規定に
より資格を審査してくださるよう次の書類を添えて申請します。

- 1 労働組合規約
- 2 労働協約

労働組合法施行令(昭和24年政令第231号)第21条第1項の規定により鳥取県地方労働委員会の労働者委員の補欠委員候補者として次の者を推薦します。

氏名	生年月日	現住所	所属組合名 及び地位	所属職場名 及び地位	経歴	備考

(注)「経歴」の項には、年月日順に学歴、職歴、組合歴等をできるだけ詳細に記入すること。

別記(二)

さかの店

鳥取県告示第百六十八号

歯科衛生士法（昭和二十三年法律第二百四号）第十一條に規定する歯科

衛生士試験を次のとおり実施するので、歯科衛生士法施行規則（昭和二十
四年厚生省令第三十五号）第七条の規定により告示する。

昭和四十年四月六日

鳥取県知事 石 破 二 朗

一 試験の実施場所

鳥取市寺町一〇九番地 鳥取県立歯科衛生士学院

二 試験の実施期日

昭和四十年四月十三日

実地試験 昭和四十年四月十四日

三 受験願書の提出期間

昭和四十年四月三日から昭和四十年四月十日まで（郵送の場合は、四月
十日の消印のあるものまで有効とする。）

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

道路交通法（昭和三十五年法律第二百五号）第一百四条第一項の規定に基づ
き、次のとおり聴聞会を開催するので、同法同条同項の規定により告示す
る。

昭和四十年四月六日

鳥取県公安委員会委員長 堀 安 成 文

一 聽聞の期日及び場所

昭和四十年四月十三日 午前十一時から

二 聽聞当事者の住所及び氏名

1 倉吉市上古川三一一	自動車等運転者	熊谷 永久
2 東伯郡大栄町大字龜谷五八三	自動車等運転者	川上 秀一
3 東伯郡東伯町大字下大江六三の一	自動車等運転者	山口 武久
4 米子市灘町二丁目六五	自動車等運転者	博田徳太郎
5 米子市諫訪五〇〇	自動車等運転者	長谷川 登
6 米子市車尾七八九	自動車等運転者	松本 冠三
7 米子市東倉吉町一三三	自動車等運転者	林 裏一
8 米子市葭津一〇三五	自動車等運転者	柴垣文七郎
9 米子市東福原二八八の三	自動車等運転者	田辺 哲夫
10 米子市灘町二丁目一〇〇	自動車等運転者	岩田 亘弘
11 米子市祇園町二丁目一二三	自動車等運転者	木下尚こと 尚 仁植
12 米子市上新印一四二	自動車等運転者	大谷 宗光
13 西伯郡会見町天万九二七	自動車等運転者	宇田川靖之
14 西伯郡西伯町字原三九五	自動車等運転者	深田 孟
15 境港市馬場崎町一六四	自動車等運転者	宮下 昇
16 境港市渡町二〇六五	自動車等運転者	正勝
17 日野郡日南町宮内一一三一	自動車等運転者	松本 照陽
18 紹谷 利男	自動車等運転者	